

花巻市市民参画・協働推進委員会（第5回）会議録

日 時 令和8年1月22日（木）午前10時～午前11時

場 所 生涯学園都市会館 2階 第1中ホール

出席者 委員出席者 11名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、小野寺 広樹（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、佐藤 修子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）、継枝 イク（八重畠コミュニティ会議）、高橋 愛子（浮田地区コミュニティ会議）、新田 彩乃（公募委員）、岡田 芳美（公募委員）

委員欠席者 4名 佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、小國 奎馬（花巻青年会議所）、新田 真理子（公募委員）

市側出席者 7名 濑川 幾子（教育部長）、瀬川 猛（教育部教育企画課長補佐）
【事務局】阿部 晋（地域振興部長）、坊澤 尚行（地域づくり課長）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、紺野 優加（地域づくり課市民協働係主査）、桑原 弓佳（地域づくり課市民協働係主任）

傍聴者 なし

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

市民参画に係る事後評価について 1件

矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計（教育部教育企画課）

4 その他

花巻市における「市民と市との協働」の現状・課題と見直しの方向性について

5 閉会

1 開会 (開会 午前10時)

坊澤課長
(事務局)

本日はお足元が悪い中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。
まず初めに、委員会の交代についてご報告いたします。委員名簿にありますとおり、花巻青年会議所の理事長が変更になったことに伴い、黒須修一委員から小國奎馬委員に交代いたしました。（本人欠席のため報告のみ）
それでは、ただいまより第5回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤良介委員
長

皆様、おはようございます。
新年1回目の委員会でございます。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
本日は、上田市長より諮問いただいております「矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計」について、事後評価1件となります。花巻地区で初めての義務教育学校ということでございますので、市民の方も非常に関心があるようです。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

3 審議

坊澤課長（事務局）

それでは、審議に入ります。

本委員会では、各種計画の案や条例案等の作成に当たり、市民参画の方法や時期につきまして評価をいただくものとなります。また、当市の市民参画の評価は職員チーム会議による内部評価及び委員会による外部評価の2段階により実施しております。つきましては、担当部課からのご説明の前に、事務局から事前評価の際の評価結果及び本日の委員会の前に行いました職員チーム会議での評価につきまして、報告申し上げますのでそれを踏まえまして、ご審議くださいますようお願ひいたします。

花巻市市民参画条例施行規則第9条第2項によりまして、議長は委員長となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤良介委員長

それでは本日は、「矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計」について、ご審議賜りますようお願ひ申し上げます。本日の出席者は瀬川幾子教育部長、瀬川猛教育企画課長補佐です。

では、事務局より説明をお願いいたします。

紺野主査（事務局）

それでは事務局から市民参画計画の事前評価の結果と職員チームによる事後評価結果について報告いたします。

「矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計」は、事前評価については令和5年10月16日に職員チーム会議、令和5年11月2日に市民参画・協働推進委員会においてご審議いただきまして、いずれも「適切である」という評価をいただいております。その後の事後評価につきましては、令和7年12月23日に職員チーム会議において審議いたしまして、こちらも「適切である」という評価をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

瀬川部長（教育部）

教育部の瀬川でございます。よろしくお願ひいたします。矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本計画の市民参画について報告させていただきます。

こちらの対象区分といたしましては、特定地域の建物ということでございます。策定日は、令和7年8月22日となってございます。この対象の内容のうち、目的といたしまして矢沢小中学校PTA及び地域からの要望を受け、義務教育学校設置に向けて整備を行うものでございます。

改めまして、現在矢沢地区において整備事業を進めている、本市で初めての義務教育学校に関し、この要望等に至った経緯を簡単にご説明いたします。

花巻市では、児童生徒の減少や教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を平成31年4月に策定しております。その後、この方針等の説明を含めた教育懇談会を矢沢地区のPTAで開催してきた中で、小中学校とも校舎の老朽化が課題として挙げられ、この対応といたしまして小中一貫教育の導入について検討することが意見として出されました。そして、令和3年に矢沢小中学校PTA合同での学校の在り方検討委員会が組織され、協議が進められてきました。地域も含めて矢沢地区には義務教育学校が適しているとの方針がまとめられ、令和5年4月に矢沢小中学校を義務教育学校に移行することについて地

域から市に要望が出され、義務教育学校設立に向けて進めることとなったところでございます。

報告書の内容の方に戻りますけれども、矢沢地区に設置しようとする義務教育学校の教育目標、目指す姿、特色など教育の基本的な考え方、施設の必要機能や規模等の整備方針等を基本構想において定め、その構想に基づき、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウトや備えるべき機能、設備、建物内外のデザイン等といった基本設計を令和6年9月から令和7年7月までの期間で実施をしたものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、現在既に実施設計を行っており、令和7年9月から令和8年7月までの期間で行う予定となっております。その後、工事については、令和8年9月から令和10年9月まで、開校は令和10年4月を目指しているものでございます。

それでは次に、実際に実施した市民参画につきまして、担当から説明をさせていただきます。

**瀬川課長補佐
(教育企画課)**

それでは、市民参画の実施内容について説明いたします。実施の方法については3つの方法で実施しております。

まずは方法①といたしまして、その他適切と判断される方法ということで、矢沢地区の義務教育学校設立委員会における意見聴取でございます。設立委員会につきましては、令和5年11月に設置したものでございます。委員会への出席に対する周知の方法につきましては、開催日の2週間前までに郵送等で通知したものでございます。実施の時期及び回数でございます。実施日は令和5年11月10日、令和6年1月24日、3月18日、5月22日、10月29日、令和7年5月12日の全6回実施いたしました。対象者は、設立委員会の構成員といたしまして、矢沢地域の関係団体の役員8名、矢沢小中学校PTA6名、矢沢小中学校教職員12名、矢沢地区有識者2名、教育委員会から23名、計51名となります。実施の結果及び意見の件数は、出席者の延べ140人、意見総数は9件となってございます。次に、結果の公表でございます。結果の公表については、委員会の開催ごとに委員会だよりを発行いたしまして、市のホームページに公表したほか、矢沢地区住民に対し、広報はなまきの配布日に併せて委員会だよりを配布したものでございます。

実施した方法の自己評価でございます。まずは、市民参画により効果があったこととして、基本構想及び基本設計を策定するにあたり、策定段階で地域等の意見をいただく場を設けることができ、地域の意見を反映した計画を策定することができたと感じております。次に、予定を変更して実施したことについて、事前評価の当初の予定では、基本設計の完成を令和6年10月までに完了としておりましたけども、基本設計の検討時間を要しまして、最終的に基本設計の完成が令和7年7月まで延長されたことから、設立委員会での意見聴取の回数を当初の4回から6回に変更して実施したものでございます。反省点やその他改善等についてはありません。

次に、方法②ワークショップの実施でございます。矢沢地区の義務教育学校の設置に関するワークショップを実施したものでございます。対象は、矢沢地区関係団体及び矢沢小中学校PTA、矢沢小学校中学校の児童生徒となります。周知の方法は、矢沢地区関係団体へは郵送、PTAには学校を通じて開催の周知と参加者の推薦をいただいたものでございます。児童生徒へは、学校を通じて周知したものでございます。実施の時期及び実施回数は、まず矢沢地区関係団体と矢沢小中学校PTAは令和5年12月17日に1回、矢沢中学校で実施いたしました。児童生徒に対しては、矢沢小学校5年生は令和6年2月7日、矢沢小学校6年生は令和6年2月15

日、矢沢中学校1・2年生には令和6年2月19日にそれぞれ実施いたしました。実施の結果及び意見件数は、矢沢地区関係団体及び矢沢小中学校PTAから参加者26名、意見は495件、矢沢小中学校の児童生徒は参加者が238名、意見1,338件となりました。意見数については、ワークショップでの付箋数としております。結果の公表につきましては、先ほどと同じように委員会だよりを発行し、市のホームページに掲載したほか、地区住民に対して広報はなまきの配布と併せて、委員会だよりを発行いたしました。矢沢地区関係団体及び矢沢小中学校PTAのワークショップの結果は令和6年2月15日、矢沢小中学校の児童生徒のワークショップの結果は令和6年4月1日の委員会だよりで公表いたしました。

実施した方法の自己評価についてです。市民参画により効果のあったことについて、まず子どもの意見を聞く場を設けることができたことが非常に良かったと考えております。その他、保護者や地域の関係者とのワークショップを開催することで、多様な世代の方から意見をいただき集約することができたと感じているところでございます。予定を変更して実施したことにつきましては、当初は小学校5年生以上の全児童生徒を対象としたワークショップを実施する予定でございましたが、日程調整の関係でワークショップの実施時期が2月になり、中学3年生は受験を控えていることから対象外といたしました。反省点や改善点等については特にございません。

次に、方法③意見交換として矢沢地区住民及び矢沢小中学校PTAを対象に地域説明会を開催いたしました。周知の方法につきまして地区住民に対しては、2週間前までに市ホームページ及び委員会だよりにより周知したものでございます。PTAについては、学校を通じて周知をお願いいたしました。実施の時期及び実施回数は、令和6年4月20日に矢沢小学校PTA、4月22日に矢沢地区住民、4月25日に矢沢中学校PTA、計3回実施いたしました。対象者につきましては、矢沢地区の住民の皆様と矢沢小中学校のPTAの皆様となってございます。実施の結果及び意見件数でございますが、矢沢地区住民から参加者5名、意見4件、矢沢小学校PTAから参加者151名、意見8件、矢沢中学校PTAから参加者32名、意見6件という結果になってございます。結果の公表の方法については、こちらも委員会だよりに意見をまとめ市ホームページに掲載したほか、地区住民に対しては、広報はなまきの配布と併せて委員会だよりに結果を掲載し公表いたしました。発行日は令和6年7月1日でした。

実施した方法の自己評価について、市民参画により効果があったことということ、PTA行事と一緒に開催することで多くの保護者に参加いただいて、意見をいただくことができ、意見を踏まえた基本構想の策定に繋がったと感じております。予定を変更した点については、当初予定では、実施の時期及び実施回数について令和6年4月と7月に地区住民に1回、PTAについても同じく4月と7月としておりましたが、前段にワークショップ等も開催しており、策定段階での意見をいただく機会があつたことから、より意見を出しやすい形として基本構想案の最終形にした段階で意見をいただくということで開催日を集約して実施したものでございます。反省点でございます。実施結果及び意件数でもありましたとおり、地区住民の参加が5名で少人数でしたので、開催に当たっては、例えば、委員会だよりの表の1番目立つ箇所に開催日等を掲載したり、開催日自体も週末等に設定したりするなど、工夫が必要だったと感じております。また、改善点でございますが、意見をいただく機会の場ということで、説明会という形ではなく、アンケートフォーム等を使用し、会場に来なくても意見を出していただけるような仕組みもあれば、なお良かったのではないかと改善点として挙げさせていただいております。

説明は以上でございます。

佐藤良介委員長

それでは審議に入りたいと思います。

まず初めに対象の内容について何か質問があればお受けいたします。令和5年11月2日に事前評価をし、令和7年8月22日に基本計画の策定になったということです。スケジュールとしては、令和7年9月から令和8年7月まで実施計画を行い、令和8年9月から令和10年9月まで工事を行うということです。その後の開校予定は令和10年4月となっております。

ご意見ご質問等よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長

それでは、市民参画の方法について質疑をお願いしたいと思います。3つの方法で市民参画を実施したとのことでございます。

初めに方法①矢沢地区の義務教育学校設立委員会における意見聴取でございます。こちらについて、ご質問ご意見ございませんでしょうか。

事前評価の時にも説明があったかと思いますが、本設立委員会の構成員の中の矢沢地区関係団体役員にはどのような団体の方々が含まれているのでしょうか。

**瀬川課長補佐
(教育企画課)**

矢沢地区関係団体役員についてご紹介いたします。まず、学童クラブ運営協議会、学童クラブ保護者会、矢沢地域振興会、矢沢地区区長会、矢沢地区地域教育振興協議会、矢沢小中校区運営協議会、以上の団体から委員の推薦をいただいております。

佐藤良介委員長

委員会だよりは本設立委員会が発刊しているものなのでしょうか。

**瀬川課長補佐
(教育企画課)**

その通りでございます。

佐藤良介委員長

皆様からほかにご意見ご質問等ございませんか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長

それでは、方法②ワークショップについて、ご質問ご意見ございますか。

佐藤道輝委員

ワークショップは、小学校5年生以上と、中学1年生2年生、あとは矢沢地区関係団体とPTAとありますが、参考までに、それぞれどのようなテーマで実施されたかお聞きしたいです。

また、事前評価の際に、義務教育学校がどのような学校なのかをワークショップをとおして市民に理解してもらうというような、目標だったと思います。実際にワークショップを実施してみて、十分に理解されていたでしょうか。

瀬川課長補佐

まず、ワークショップのテーマについてお答えいたします。まず、小中学生には

(教育企画課) 「小学校と中学校が一緒の校舎になったらどのようなことができますか」、「小学校と中学校が一緒の校舎になったらどんな学習ができるようになりますか」、「未来の義務教育学校がどのような学校になっていければいいですか」、「矢沢地区の特徴を生かしてどのような学校になっていけばいいですか」の4つのテーマでワークショップを行いました。

P T Aと矢沢地区関係団体へは、「どんな子供たちになってほしいか」、「地域や家庭でどのような関わり方が考えられるか」、「9年間通う学校として、校舎や体育館等どのような配置が良いか」の3つのテーマでワークショップを行いました。

佐藤道輝委員長 これから石鳥谷地区においても、義務教育学校の設置があるかと思いますので、今回実施したワークショップの形式も十分に生かしていただくようにお願いしたいと思います。

佐藤良介委員長 ほかにご質問等ございますか。
(発言するものなし)

佐藤良介委員長 それでは、次に方法③として矢沢地区住民と小中学校P T Aを対象に地域説明会を開催したとのことです。こちらについて、ご質問ご意見ございますか。

関上副委員長 矢沢地区住民の参加が5名とのことですが、こちらは矢沢地区的住民に対してどのくらいの人数なのでしょうか。
また、矢沢小中学校のP T Aもそれぞれ全体の何%なのか、分かりましたらお示しいただければと思います。

瀬川課長補佐(教育企画課) 小中学校の児童生徒数については、まず矢沢小学校は令和7年5月時点で366人、矢沢中学校については180人となっております。

坊澤課長(事務局) 矢沢地区住民の人口についてお調べしたところ、令和7年12月時点で7,439人という状況とのことです。

佐藤良介委員長 そのうち5人の参加ということで、少し周知方法が検討課題に残ったということですね。

細川委員 今回基本構想(案)に対して意見をいただいたとのことですが、具体的にどのような意見があったのでしょうか。

瀬川課長補佐(教育企画課) 例えば、新しく建築するのか、小学校の敷地内に建築するのか、中学校をリフォームし長寿命化した上で増築するのか等、「学校の設置場所」についてご意見を頂戴

しました。そのほか、学校の場所が変更になることに伴い、「スクールバスの運行について」や「矢沢地区の悪臭問題の対策について」などについて意見がありました。

佐藤良介委員長

ほかにございませんか。なければ、質疑を閉じたいと思います。

それでは、評価に入ります。市民参画・協働推進職員チームの評価は「適切である」ということです。当委員会の評価としても「適切である」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤良介委員長

では、当委員会の総合評価も「適切である」といたします。

これをもちまして、市民参画に係る事後評価について終了いたします。ご審議ありがとうございました。

(説明員退出)

坊澤課長（事務局）

ご審議くださりありがとうございました。以上で審議を終了いたしましたが、事務局からご報告がございます。

藤村係長（事務局）

本日はお忙しい中、ご審議くださりありがとうございました。前回の委員会でもご報告いたしましたが、市民と市との協働指針について、市では見直しの検討を進めています。指針の見直しについて、前回の委員会後に市民参画・協働推進職員チーム会議において報告したところ、「協働の定義や課題を明確化したほうがよい」、「改正について丁寧に実施すべき」等の意見をいただいたことから、まず現在の花巻市における市民と市との協働の現状と課題をご説明したうえで、現時点での市の考え方についてご説明させていただきたいと思います。

なお、この報告は、花巻市市民参画条例施行規則第7条に掲げる「委員会の所掌」のうち、第2項「市民参画及び協働の推進に関する事項」に基づき行うものです。

資料をご覧ください。はじめに、1 「市民と市との協働指針」について確認するとともに、現在の市の協働の取り組み状況についてお話をします。(1) 協働とは、市民と市との協働指針の第2章協働の基本事項において、「協働とは、市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共有の課題の解決や目標の達成に向けて、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること。」と定めています。(2) 協働の主体について、同じく協働指針では、市民と市であると定めています。協働の指針定める市民は、個人、地域団体、市民活動団体、事業者、学校のことを指し、市とは花巻市まちづくり基本条例で定める市の執行機関、市長、教育委員会などであると定めています。続いて(3)市の協働の取り組み状況についてです。はじめに、市が取り組んでいる協働は6つの形態、方法がございます。形態ごとにご説明します。共催は市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。例として、市民のつどい（地域づくり課）、賢治祭（賢治まちづくり課）等があります。実行委員会・協議会は市を含めた複数の主体が組織を作り、主催者として事業を行う形態です。例として、花巻まつり（観光課）、花巻市民芸術祭（生涯学習課）等があります。事業協力・協定は市民と市が目標や役割分担を取り決め、協力して事業を実施する形態です。例えば、食生活改善推進事業（健康づくり課）、たろし滝測定会（石鳥谷総合支所地域振興課）等があげられます。後援・協賛は、協働相手が行う公共的・

公益的な事業に対し、名義使用を認め支援する形態です。例えば、どでびっくり市（商工労政課）、大迫神楽の日（文化財課）等がございます。補助・助成は、市民が主体的に行う公益的な事業に対し、市が財政的な支援を行う形態です。例えば、花巻市地域づくり交付金（地域づくり課）、防災土育成事業補助金（防災危機管理課）等があります。委託は、市が行う事業をより効果的に実施するため、課題を共有する様々な主体に、契約により委ねる形態です。例えば、都市公園草刈り清掃業務（都市政策課）、湯のまちホット交流事業（長寿福祉課）等があげられます。ここにご紹介したのは一例であり、件数としては、下表②実施件数のとおり、令和3年度は457件、令和4年度は522件、令和5年度は、581件の協働の取り組みが行われております。皆さん、おそらく予想よりも多くの取り組みが行われていると感じたのではないでしょうか。

次に、2協働の課題と今後の方向性について、ご説明いたします。

先ほどお示ししたとおり、現時点においても、市民と市との協働の取り組みはされておりますので、市としましては、今後も引き続きこの考え方に基づいて協働を進めていきたいと考えています。しかしながら、市民の皆様からのご意見や市民アンケートの結果から、実感として「協働の取り組みがされている」と捉えている方は多くはないと認識しています。その原因として、市では2つの課題があると考えました。

課題の1つ目として「協働」の考え方について、「市民と市がともに活動することだけを捉えて協働」と認識している場合があることから、協働の考え方の再確認が必要である、と考えております。資料の現状の捉え方と（図左側）、本来の考え方（図右側）として整理をしております。このことについては、協働指針の4ページに協働の留意点として「協働は目的ではなく事業や課題の解決のための手段である」と掲げられているものです。しかしながら現状は、職員も含めてともに活動することだけを捉え協働している場合が多いと感じていることから、本来の考え方を再確認する必要があると考えています。

課題の2つ目として、ア市全体の協働の実施状況を公表していないこともあり、市民と市による「協働」の実感が少ないと考えております。こちらは市民アンケートにおいて「市民と行政の協働によるまちづくりが進められていると思う」と回答している割合が、調査を開始した平成25年から3割前後となっていることからも確認できると思います。また、イ協働の仕組みや方法について、周知及び情報の発信が少なかったのではないかと考えております。こちらについては、これまでの市議会で市民団体等活動支援事業補助金の制度や事例について、もっと広く周知してほしいとの意見があったことや、市として協働の取り組みがさらに進むよう推進していくことを求める意見等があったものです。

これらの課題から、市としては次のように見直しの方向性を考えました。3課題解決に向けた見直しの方向性をご覧ください。（1）協働指針の構成を見直します。協働指針に示している協働に関する定義や考え方はこれまで通りとし、表現等を含めた構成の見直しを図ってまいりたいと考えております。例えば、現行で示している協働の形態の1つである共催について、現行では「市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。」しておりますが、課題①でもあったとおり、協働は事業や課題解決のための手段であることから、「市民と市が共に主催者となり、共通の課題解決や目的を達成するため事業を行う形態です。」と、具体的に記載し、考え方を明確にしようとするものです。また、（2）協働の仕組みや事例の周知の拡大を行っていきます。協働の仕組みや実績については、これまで個別や事例ごとにホームページや広報で掲載はしていたことから、今後は協働の専用ページを設け、市全体としての取り組みを紹介し、一目で制度や協働の手段、仕組みが分かるよう

に工夫していきたいと考えています。併せて、これまで以上に広報やホームページで周知を図っていきたいと思います。ホームページの紹介ページについては、今年度中の完成を目指し現在、作成しております。

協働の指針の見直しの案については、本日、お示しした方向性でみなさまからご意見等をいただき、その後素案の作成に取り掛かり、次回の委員会でお示しできればと考えております。

よろしくお願ひします。

坊澤課長（事務局）

市民と市との協働について、現状と課題についてご説明をさせていただいたところでございます。今後、協働指針の見直しをしていきたいと考えており、見直しの方向性について説明をしたところですが、この見直しにあたって皆様から何かご意見等があれば頂戴したいと考えておりますが、本日初めてお示ししたものでございますので、後日改めてご意見をお伺いすることを考えたいと思っているところです。この場で、協働指針の見直しの方向性について、何かございましたらばご発言頂戴できればなとは思います。

関上副委員長

協働の取組について、私自身もとても参考になりました。市民へ周知するときにクイズ形式にするなど、色々と工夫ができるのではないかと感じました。また、具体的に表現したり、図式化したりするなど、視覚で分かりやすくしていただければ良いと思います。

岡田委員

協働指針見直しのそもそものきっかけの確認なのですが、市民アンケートの結果が3割前後という点から始まっているのでしょうか。

藤村係長（事務局）

協働指針の見直しは、市民アンケートの結果だけではなく、これまで市民の皆様のご意見や議会からの意見等を頂戴したことがきっかけとなります。そうした中でこれまでの協働の取組やアンケート結果で、これまでの実績を振り返ったところ、市民アンケートの結果が平成25年からずっと横ばいの状態であると、改めて確認できたところです。協働を実施しているという意識は3割前後なのですが、協働の取組件数は年々増えておりますので、無意識のうちに市民の皆さんのが協働事業をやっているという状況であると考えます。今も協働ができているのですが、市民の皆さんのが普段取り組んでいることが住んでいる花巻市を良くするための協働なんだ、という意識を持って活動することで、取組自体に自信が持てるようになり、最終的に花巻市にも自信が持てるのかなというところに繋がっていくと考えております。

岡田委員

恐らく、「協働」が何なのかというのが分からない市民が多いと思います。「協働」という言葉もそうですし、例えば協働するための手段として掲げている6つの形態についても、広報等で詳しく説明すると良いと思います。

坊澤課長（事務局）

今後、協働指針の見直しに関して皆様から意見等をお伺いすることについて考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次回の委員会につきましてのお話になります。令和8年度5月に開催を予定しております。日程が決まり次第、お知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それではこれをもちまして本日の委員会を終了とさせていただきます。
本日はありがとうございました

(閉会 午前11時)